

おおい町子どもの遊び場整備検討委員の公募に関する要領

令和6年4月25日
告示第 141 号

(目的)

第1条 この要領は、おおい町子どもの遊び場整備にあたり、広く住民からの意見を求めるため、おおい町子どもの遊び場整備検討委員会設置要綱（令和6年おおい町告示第140号）第3条第4号に規定する住民を代表する委員（以下「委員」という。）について、公募制度を導入するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(公募する委員の数)

第2条 公募する委員の数は2名以内とする。

(申込者の資格)

第3条 委員の公募に申し込むことができる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 公募の日においておおい町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 公募の日から概ね3年以上おおい町内に居住すると見込まれる者
- (3) 公募の日現在において満20歳以上の者
- (4) 児童福祉について関心のある者

(応募の方法)

第4条 委員に応募しようとする者は、別紙「おおい町子どもの遊び場整備検討委員応募用紙」を公募時に別に定める日までに、住民窓口課に提出するものとする。

(選考の方法等)

第5条 委員の選考は、次の点に重点を置き公正に行なうものとする。

- (1) 委員になる熱意が感じられるか
- (2) 児童福祉について理解があるか

2 選考の結果については、選考後速やかに、当該応募者に通知するものとする。

(広報)

第6条 委員の公募については、ホームページ等の手段を用い広報するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年5月31日に限り、その効力を失う。

